

(2) 土壌汚染による環境リスクの管理方法

土の中の有害物質は大気中や水中とくらべて移動しにくく、拡散・希釈されにくい
ため、汚染された土や地下水は、人に暴露しないように遮断する措置をとれば、リスク
を低減できることになります。

これらの措置の方法としては、土の有害性の程度や暴露の状況に応じて、封じ込め、
遮断、浄化(汚染の除去)などがあります。汚染原因者がわかっている場合にはその人が、
そうでない場合には土地の所有者が行うことになります。また、浄化以外の措置をと
った場合、その後の土地の管理は土地の所有者の責任となります。

封じ込めや遮断といった措置をとった場合には、まだその土地に汚染された土が存
在していることから、土地の所有者は行われた措置を継続して管理するとともに、土地
を掘削などする場合には汚染が拡散しないようにすることが必要となります。

土地の所有者が、何も管理をすることなく自由に土地を利用したい場合には、汚染
された土を基準以下に浄化する必要があります。

